

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

新潟県阿賀町長

## 公表日

令和8年2月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法の規定に基づき、児童を扶養する者に対して、児童手当の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①認定請求書・額改定届の受付・審査・通知書の作成 ②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 ③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 ④児童手当の給付 ⑤現況届の受付・審査・通知書の作成 ⑥氏名・住所・支払い金融機関変更届の受付
③システムの名称	Reams.NET（住民基本台帳システム、児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー）、電子申請機能（マイナポータル、びったりサービス） ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。
2. 特定個人情報ファイル名	
Reams.NETファイル、電子申請機能ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表81の項 ・番号表 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項  (情報照会の根拠) 3. 番号法第19条第8号 4. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107、160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康推進課
②所属長の役職名	こども・健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p><b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b></p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「阿賀町特定個人情報保護基本方針」、「阿賀町個人情報等管理規定」及び「阿賀町情報セキュリティポリシー」により、総括保護責任者、保護管理者、事務取扱担当者と組織体制の構築と役割の明確化を図り、管理区域内における適正な情報の取扱い、アクセス制限・アクセス者の識別等を複数人による確認のうえ行うようにしており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I 1②	事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当法の規定に基づき、児童を扶養する者に対して、児童手当の支給を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</li> <li>①認定請求書・額改定届の受付・審査・通知書の作成</li> <li>②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成</li> <li>③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成</li> <li>④児童手当の給付</li> <li>⑤現況届の受付・審査・通知書の作成</li> <li>⑥氏名・住所・支払い金融機関変更届の受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当法の規定に基づき、児童を扶養する者に対して、児童手当の支給を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</li> <li>①認定請求書・額改定届の受付・審査・通知書の作成</li> <li>②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成</li> <li>③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成</li> <li>④児童手当の給付</li> <li>⑤現況届の受付・審査・通知書の作成</li> <li>⑥氏名・住所・支払い金融機関変更届の受付</li> <li>⑦公金受取口座の活用</li> </ul>	事前	「物価高対応子育て応援手当」事務対応に伴うもの
I 3	法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表81の項</li> <li>・番号表 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表81、135の項</li> <li>・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条</li> </ul>	事前	「物価高対応子育て応援手当」事務対応に伴うもの
I 4②	法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>(情報提供の根拠)</li> <li>1. 番号法第19条第8号</li> <li>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項</li> <li>(情報照会の根拠)</li> <li>3. 番号法第19条第8号</li> <li>4. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(情報提供の根拠)</li> <li>1. 番号法第19条第8号</li> <li>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項</li> <li>(情報照会の根拠)</li> <li>3. 番号法第19条第8号</li> <li>4. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107、160の項及び第162条</li> </ul>	事前	「物価高対応子育て応援手当」事務対応に伴うもの